

大野市告示第 1 7 6 号

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日

大野市長 石山志保

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中東情勢の影響を受けて資金繰りに支障をきたしている大野市内の中小企業者等に対し、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和 5 7 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県要綱 福井県経営安定資金要綱をいう。
- (2) 県資金 県要綱に規定する福井県経営安定資金（中東情勢対策分）をいう。
- (3) 中小企業者等 県資金の融資を受けた事業者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 令和 9 年 3 月 3 1 日までに県資金の融資を受けた者
- (2) 県資金の返済期間が 1 年を超えること。
- (3) 法人にあっては大野市内に本社を置く者、個人にあっては大野市内に住所を有する者
- (4) 市税の滞納がない者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる額とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第5条 交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、県資金の融資実行日から起算して2か月以内に市長に提出しなければならない。

2 支援金の申請は、1中小企業者等につき1回とする。

（実績報告の特例）

第6条 規則第10条の規定による実績報告については不要とし、前条第1項に規定する申請書の提出をもって融資実行を確認したものとみなす。

（支援金の交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、支援金の交付決定を行い、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付請求）

第8条 前条の交付決定を受けた者は、第4条に規定する支援金の交付を受けようとするときは、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（融資額に関する報告）

第9条 支援金の交付決定を受けた者は、県資金の融資実行日から起算して1年間を経過した後30日以内に、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金状況報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 不正の事実があると認めたとき。

(2) 正当な理由なく前条の報告を行わないとき。

(3) 県資金の融資実行日から起算して1年を経過する日までの間に、全部又は一部の繰上償還を行ったとき。

（関係図書の保存）

第 1 1 条 支援金の交付決定を受けた者は、当該申請内容について明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた日の属する年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に県資金の融資実行を受けた者については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から起算して 2 か月以内に申請書を提出することができる。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 1 0 年 4 月 3 0 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 0 条及び第 1 1 条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第 4 条関係)

県資金融資額区分	支援金額
3 0 0 万円未満	1 万円
3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	5 万円
5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	8 万円
1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	1 7 万円
2, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	3 4 万円
3, 0 0 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満	5 1 万円
4, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	6 8 万円
5, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満	8 5 万円
6, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満	1 0 2 万円
7, 0 0 0 万円以上	1 1 9 万円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所

事業者名

代表者氏名

電話番号

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付申請書

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金の交付を受けたいので、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、同要綱第 3 条に規定する交付対象者の要件を確認するため、市長が市の公簿により調査することに同意します。

記

1 交付申請額 _____ 円

（添付書類）

- 1 法人の場合は、大野市内に本社があることが分かる書類（登記簿の写し等）
- 2 福井県経営安定資金（中東情勢対策分）の融資を受けたことが分かる書類（県制度融資申込書（写）、融資金の振込が確認できる通帳部分（写）、償還予定表など）

様式第 2 号（第 7 条関係）

大野市指令 第 号

事業者名

代表者氏名

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市中小企業者等中東情勢対応支援金について、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

大野市長

印

記

- 1 支援金の対象は、年 月 日付け大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付申請書のとおりとする。
- 2 支援金の額は 円とする。
- 3 大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付要綱第 10 条等に該当するときは、支援金の返還を命ずることがある。
- 4 福井県経営安定資金（中東情勢対策分）の融資実行日から起算して 1 年間を経過した後 30 日以内に、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金状況報告書（様式第 4 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 交付した支援金については、市の監査を受けることがあるため、当該申請内容について明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、支援金を交付した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所

事業者名

代表者氏名

電話番号

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた支援金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 _____ 円

2 支援金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別 (どちらかに○)	普通 ・ 当座	口座番号	
		口座名義 (フリガナ)	

（添付書類）

- 1 預金通帳（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及びカタカナの口座名義が確認できる部分）（写）
- 2 大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付決定通知書（写）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所

事業者名

代表者氏名

電話番号

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金状況報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた支援金について、大野市中小企業者等中東情勢対応支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 福井県経営安定資金（中東情勢対策分）の融資残高

円（ 年 月 日時点）

（添付書類）

- 1 県資金の融資実行日から起算して1年経過後も引き続き融資を受けていることが分かる書類（取扱金融機関が発行する残高が確認できる書類（ただし、当該1年経過後以降のもの））